

桐生市議会 経済建設委員会 行政視察報告書

視察都市	福井県福井市（人口 254, 503 人）令和 6 年 4 月 1 日時点
視察日時	令和 6 年 5 月 8 日（水） 午後 2 時 00 分 ～ 午後 4 時 00 分
訪問場所	〒910-8511 福井県福井市大手町 3 丁目 10 番 1 号 Tel : 0776-20-5111（代表）
参加者	久保田裕一 飯島英規 丹羽孝志 人見武男 岡部純朗 福島賢一 小島強
視察項目	・ 第 2 次福井市農業活性化プラン及び森林環境譲与税の事業 内容について

■視察概要

視察項目 ・ 第 2 次福井市農業活性化プラン及び森林環境譲与税の事業内容
について

○福井市議会 副議長 菅生 敬一 様より

・ 3 月 16 日に北陸新幹線の開通に伴い、市内は賑わいを見せています。特にゴールデンウィーク期間中は、福井駅周辺で大変多くの旅行者が訪れていました。

また、駅周辺にある恐竜モニュメント数が増えて子供づれの家族が写真を撮っています。北陸新幹線開通は、100 年に一度の好機ととらえ、関係人口増加に努めています。また、福井市の農産物（福井県発祥のコシヒカリ、いちほまれなど）海産物やソウルフード（越前おろしそば、ソースカツ丼など）を積極的にアピールしています。

I. (1) 説明要旨（第2次福井市農業活性化プラン）

○説明担当者

福井市農林水産部	農政企画課	課長	大澤	良彦	様
		課長補佐	笹野	知輝	様
		主幹	南部	奈沖	様
	農村整備課	課長	中嶋	宏治	様
		課長補佐	久保	敦俊	様

○福井市の概要

人口は4月現在で約25万4,500人、世帯数は約10万7,500世帯です。

本市は、福井平野に位置し、古くから稲作が盛んに行われています。本市西側の海岸地帯では、砂質土壌であり、ハウスによる野菜が栽培されています。

越廼地区では、水仙の栽培が盛んであり、日本水仙三大群生地の一つとなっています。

○農業について

令和5年度の総耕地面積は約7,700ha、その内約7,300ha（95%）が水田となっています。作付状況は、水稲として約5,500ha、水稲以外の転作作物として、麦、そば、大豆となっています。畑は約400haです。海岸地区ではスイカ、トマト、オリーブが栽培され、市街地の近郊では、園芸ハウスを利用したきゅうり、ホウレンソウが栽培され、関西市場に出荷しています。

水稲、野菜を含めた農業産出額は約75億円となっています。

○農地の地盤整備について

大型の産業機械に対応するために畦畔（けいはん）などを除去して、大きな区画にしています。また、古くなった排水場及び用排水場の更新工事など行っています。農家への支援としては、スマート農業普及に向けた機器購入補助、工場では、環境負荷軽減への取り組みに対する補助を実施しています。

○第2次福井市農業活性化プランについて

本市における農業分野における最上位計画と位置づけとされています。

平成26（2014）年度に策定され、「農業所得の向上に向け、稲作と園芸を組み合わせた複合経営への転換」を基本方針とし、園芸作物の生産拡大を図るとともに、水田農業の活力ある発展に取り組んでいます。現在の計画は2期目であり、基本実現のために施策が5つあります。

(A) 園芸の推進について

水稲と園芸の複合経営の推進のため、地域の特性に応じた生産推奨品目の選定やトマトなどへの就農支援、農業用機械や園芸ハウスなど整備支援制度を充実させています。また、新規就農者の確保のため、国や県の新規就農者支援金を活用して、就農直後の生産基盤が不安定な時期の負担を軽減し、就農安定化を図っています。

基本施策① 複合経営の推進

主な実施項目

- ・水稲と園芸の理想的な複合経営モデルや市内の優良事例などの周知、アドバイスをを行い、複合経営を推進しています。
- ・市内各ブロックの土壌性質や栽培施設の整備状況、市場性などを踏まえた生産推奨品目※1の選定や種苗支援により、産地化を目指しています。
- ・農業用機械やハウスなどの整備支援制度の充実を図り、園芸作物や転作作物の生産拡大、高品質化を進めています。
- ・十分な耐候性がなく、台風や大雪などへの対策が必要な農業用ハウスの補強などに対し支援を行っています。
- ・緑肥などの地力向上作物の作付や水田園芸作物の生産を支援し、水田園芸の拡大を図っています。

※1 生産推奨品目の分類一覧

生産推奨品目（福井市拡大支援品目）

福井市内全域・・・ショウガ、アスパラガス、カボチャ、キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、白ネギ、金福すいか、きやろふく、カーボ ロネロ、ブドウ(施設栽培)、オクラ、銀福 すいか

生産推奨品目名（地域支援品目）

福井市JA中央・・・トマト、ハウレンソウ

福井市JA北部・・・ハウレンソウ

福井市JA東部・・・スイカ

福井市JA西部・・・トマト、キュウリ、サツマイモ、オリーブ

福井市JA美山・・・コンニャクイモ、河内赤かぶら

三里浜砂丘地・・・ミディトマト、コカブ

鷹巣地区・・・・・・ウメ

福井市南部JA・・・ハウレンソウ、ミディトマト、ラッカセイ

越前丹生JA・・・・カリフラワー、レタス、柿（塩柿）、越前 スイセン

基本施策② 新規就農者の確保

主な実施事項

- ・ふくい園芸カレッジ※2と連携して、カレッジ修了者の市内での就農を進めています。
- ・市内の農業法人や先進農家などと連携して、研修や農業インターンシップなどの受入体制の整備を進めています。
- ・就農希望者を獲得するため、就業相談を行っている相談会にブースを出展して、本市の農業などの特色や魅力を発信し、PRや勧誘を行っています。
- ・本市に関心のある就農希望者を対象に、産地見学などの機会を設け、本市の農業や住環境のイメージを深めてもらい、U・Iターンにつなげています。
- ・経験豊富な講師を招き、園芸や果樹栽培技術、農業経営、GAP※3取得、ICT※4を活用した栽培管理など、幅広い分野における研修を実施していきます。

※2 あわら市にある福井県が設置した園芸栽培技術や農業経営の習得を図る施設。

※3 GAP (Good Agricultural Practice : ギャップ) 農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

※4 ICT (Information and Communication Technology) 情報通信技術。

基本施策③ 園芸技術の向上

主な実施項目

- ・市園芸センター職員による先進地視察や研修受講を進め、スマート農業技術の習得など栽培技術指導体制の強化を図っています。
- ・ふくい園芸カレッジが行う各種研修を活用し、園芸栽培やスマート農業技術の向上を図っています。
- ・将来の担い手となる福井県立大学や福井農林高校の学生と園芸作物栽培の分野で交流を図り、栽培技術の向上や農業の啓発を進めています。

基本施策 ④園芸産地の再生

主な実施事項

- ・農業用機械やハウスの整備支援により、三里浜砂丘地や東安居、佐野などの園芸産地の再生や強化を図っています。
- ・新規就農者の就農先として、園芸産地とのマッチングを進めています。
- ・種苗支援やハウス整備支援、栽培マニュアルの作成により、有望品種として、オリーブ、ぶどう、ももなどの果樹の栽培拡大を進め、新たな産地化やブランド化、遊休農地の減少を図っています。
- ・金福すいか※5の「小玉スイカ、黄色皮、種なし」の特徴は維持しながら、さらに「甘い、割れにくい、着果しやすい」後継品種を開発しています。
- ・園芸産地において農家レストランや体験農園の整備、6次産業化を進め、観光資源も絡めて、地域外から人を呼び込み、稼げる産地の構築を図っています。

※5 金福すいか福井市園芸センターが品種改良により平成12年に開発した小玉すいか

基本施策⑤ 希少品種の維持

主な実施項目

- ・「木田ちそ」「新保なす」「河内赤かぶら」「菜おけ」「明里ねぎ」などの伝統野菜※6や在来種の「南宮地そば」の生産維持と品質保持のため、種子確保などの取組を進めています。

※6 福井では次の3つの条件を満たした野菜で、「福井百歳やさい」とも名付けている。

- ①生産者自らが種をとり栽培している。
- ②100年以上前から栽培されている。
- ③地域に根ざした作物です。

福井市においては、新保なす、木田ちそ、河内赤かぶら、明里ねぎ、菜おけ、板垣だいこん、カタウリ、カワズウリが該当する。

(B) 水田の汎用化について

有機農業やカバークロープ※7の作付に対し支援を行い、自然環境保全や高品質化を図っています。農地中間管理機構※8の活用により、農地の集積・集約化を進め、効率化をはかり、そばや園芸作物の作付を進め、水田園芸の拡大を目指しています。

- ※7 土壌侵食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間、休耕地、畦畔などに栽培される作物。それ自身は収穫対象とはならない。
- ※8 平成26年度に全都道府県に設置された農地の中間的受け皿（農地集積バンク）

基本施策① 米の品質・安全性向上

主な実施項目

- ・食品の安全性向上などに資するGAP取得に向けた支援を行い、市内産米の信頼性を高めています。
- ・環境保全型農業直接支払交付金制度の活用により、有機農業やカバークロープの作付などに対し支援を行い、自然環境の保全や農業が有する自然循環機能を増進させることにより、高品質化を図っています。
 - ・県と連携し、いちほまれの生産拡大や市民へのPRにより消費拡大を進めています。
- ・国営パイプラインを活用した夜水かんがいや有機・減農薬栽培による高品質化、高付加価値化を推進しています。

基本施策② 農地集積集約・法人化の推進

主な実施項目

- ・農地中間管理機構の活用により、農地の集積・集約化を進めていきます。特に集積・集約の進んでいない中山間地域においては、集落農業アドバイザー※9の活用により、集積・集約化や組織化を進めていきます
- ※9 中山間地域の条件に合わせた営農体制、集落営農の組織化や野菜や果樹などの導入による活性化事例などの提案や助言を通じて、地域内での話し合いの場を活発にし、住民主体の合意形成活動が円滑に進むよう支援する者。

基本施策③ 水田フル活用

主な実施項目

- ・2年3作体系（水稲＋麦＋大豆・ソバ）作付の拡大を進めています。
- ・そば、生産推奨品目、新規需要米、酒造好適米、緑肥作物などの作付を進め、水田園芸の拡大や不作付地の抑制を図っています。

基本施策④ 畜産との連携

主な実施項目

- ・ 稲発酵粗飼料（WCS）0などの作付拡大による畜産飼料への活用を図っています。
- ・ 家畜ふん堆肥を利用した循環型農業を進めています。

（C）流通販路の開拓について

銀行の子会社である地域商社に市の職員一名を派遣しています。銀行の社会的信用性とネットワークの強みを生かした販路開拓を行っています。

北陸新幹線の開業に伴い、市内産農産物や福井の食ブランド力の向上、大都市圏へ効果的な情報発信を行っています。また、台湾やシンガポールなどのアジア諸国をターゲットに業者商談会を進めています。

6次化産業への取り組みでは、新商品の開発や加工施設の設備などへの支援を行っています。

基本施策① 地産地消の推進

主な実施項目

- ・ 農産物直売所における販売イベントやPR、整備支援などを進め、直売所や量販店の販売を拡大しています。
- ・ JAや関係部局と連携し、学校給食での市内産農産物の利用を推進しています。
- ・ 市内産農産物や農業への理解や愛着を深めるため、食育・農業体験事業を推進しています。

基本施策② 大都市圏販路開拓

主な実施項目

- ・ 北陸新幹線福井開業を見据え、連携中枢都市圏事業※10や地域商社※11の設立により、市内産農産物や福井の食のブランド力の向上や大都市圏への効果的な情報発信、販路拡大を進めています。
- ・ 卸売・小売業者と連携し、農業者と飲食店などとのマッチングを進めています。
- ・ 大都市圏への定期輸送便運行に向けた取り組みについて検討します。

- ※10 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の11市町にて構成される「ふくい嶺北連携中枢都市圏」の地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るために、令和元年度より構成市町と連携し、圏域内の特産 農林水産物や加工品の販売拡大や地産地消推進事業などに取り組んでいる。
- ※11 農産品、工芸品など地域に眠る魅力ある産品やサービスの販路を、生産者に代わって新たに開拓し、市場から従来以上の収益を引き出す役割を担う企業・団体。そのあと段階を追って、他地域との連携、観光など異分野との連携なども進め、域外から投資を呼び込めるようなビジネスモデルをプロデュースや地域の事業インフラ整備にも貢献する。

基本施策③ 海外販路開拓

主な実施項目

- ・主にアジア諸国をターゲットにした商談会などへの参加を進めています。
- ・農業者や民間事業者のGAP取得やHACCP※12対応の取り組みを支援しています。

- ※12 HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: ハザップ) 食品など事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入などの危害要因(ハザード)を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

基本施策④ 6次産業化の推進

主な実施項目

- ・新商品開発や加工施設整備、販路開拓などの6次産業化への支援を進めています。
- ・6次産業化プランナー※13活用などにより、商品開発、加工、販売における総合的な支援を進めています。

- ※13 6次産業化に取り組む農林漁業者の相談に応じてアドバイスをを行うため、6次産業化サポートセンターに登録された専門家。福井県では、令和元年12月時点で、デザイン、ブランディング、新商品開発、加工、流通、経営管理、食品品質管理などの専門家が21人登録されています。

(D) 農地・農村環境の維持・活性について

多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払交付金制度などの活用により、農地の保全に取り組む活動を支援しています。また、集落の活性化のため、環境の整備を支援し、交流人口の増加などを図るための農環連携を実施しています。また、中山間地域で課題となっている有害鳥獣被害の対策については、電気柵設置に対して支援を行っています。

基本施策① 農地の保全、農業用施設の長寿命化

主な実施項目

- ・多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払交付金制度などの活用により、地域全体が継続して農地の保全に取り組む活動を支援しています。
- ・土地改良事業や農業用施設の防災・減災事業への支援を進め、施設の長寿命化を図っています。

基本施策② コミュニティビジネスの推進

主な実施項目

- ・中山間地域において、農家レストランや農家民宿の整備などの集落活性化への支援や市内の優良事例の周知を進め、自然や食などの地域資源を活用したコミュニティビジネスの構築を図っています。
- ・中山間地域の農家民宿や体験農園などの観光コースへの組み入れにより交流人口の増加を図るなど、農観連携を推進しています。
- ・ジビエの販路拡大など、捕獲鳥獣の食肉利用を推進しています。

基本施策③ 小規模園芸農業の推進

主な実施項目

- ・地域の高齢者や女性、稲作離農者、U・Iターン者の農業参加による集落活性化を図るため、小規模園芸、家族農業の取り組みを支援しています。
- ・関係部局と連携し、農福連携の仕組みづくりを進めています。

基本施策④ 担い手・後継者の確保

主な実施項目

- ・農業初心者が参入しやすい営農モデルの作成をしています。
- ・大都市圏で開催される農業人フェアにおいて、定住・移住情報や営農モデルの発信をしています。
- ・関係機関と連携し、農家の事業継承※14の仕組みづくりを進めています。
- ・農村への若者の定住の促進に向け、就農支援などの取組を進めています。

※14 農地や機械・設備などの有形資産とともに、技術やノウハウ、人脈などの無形資産を次の世代の経営者に引き継いでいくこと

基本施策⑤ 鳥獣被害防止対策

主な実施項目

- ・電気柵等設置への支援を進めています。
- ・猟友会と連携し、捕獲従事者の確保・育成を図っています。
- ・鳥獣被害対策の広域連携化を検討しています。
- ・ヤギやヒツジなどの放牧により、耕作放棄地の抑制や鳥獣被害防止を図っています。

(E) スマート農業の推進について

自動走行トラクターやドローン導入などへ支援し、農作業の省力化を行っています。

基本施策① 水田農業のスマート農業化

主な実施項目

- ・自動走行トラクターなど、スマート農業技術実装機械導入への支援により、農作業の省力化を図っています。
- ・パイプラインを活用した自動給水栓など、水管理システムの導入を支援しています。

基本施策② 園芸農業のスマート農業化

主な実施項目

- ・施設園芸における生産・温度管理システムなどの導入への支援により、農作業の省力化や栽培技術の共有化・継承を図っています。

基本施策③ 中山間地域農業のスマート農業化

主な実施項目

- ・除草ロボや農薬散布ドローンなどの導入への支援により、集落営農の継続を図っています。
- ・鳥獣被害対策へのICT活用を図っています。

基本施策④ スマート農業の啓発

主な実施項目

- ・ 将来の担い手となる福井県立大学や福井農林高校の学生へのスマート農業の啓発活動を行っています。

(F) プラン推進について

令和2年度から令和6年度までを計画期間であり、今年度は食料・農業・農村基本法の一部改正など内容を見据えて改定を行う予定です。

(G) プランの目標設定について

施策の方向	基本目標	実績 (H30)	目標値 (R6)
園芸の推進	園芸に取り組む農業経営体（担い手）の割合	41%	50%
	越前海岸地域における果樹栽培面積	11ha	17ha
水田の汎用化	転作田の有効活用率（注1）	86.20%	86.70%
流通販路の開拓	金福・銀福すいかの出荷に占める県外出荷の割合	20%	30%
	農産物直売所などの販売額	18.6億円	22億円
農地・農村環境の維持・活性	集落活性化・集落営農継続に取り組む中山間集落数	-	10集落
	多面的機能支払交付金事業における広域活動組織設立数	-	5団体
	有害鳥獣の被害額	1,375万円	830万円
スマート農業の推進	スマート農業導入経営体数（注2）	-	5経営体

（注1） 転作田の有効活用率：主食用米を作付していない田（転作田）のうち、調整水田※1、自己保全管理※2、休耕、改廃を除いた面積の割合。

※1 調整水田：一定期間のたん水管理が必要で、水稻の生産力が維持される状態に管理されている田。

※2 自己保全管理：常に耕作可能な状態で管理している田

（注2） スマート農業導入経営体数：自動走行トラクター、田植え機、コンバインや水田の水管理システム、ハウスの温度管理システム、ドローンによるリモートセンシング、鳥獣被害対策へのICT活用など、農作業の自動化や軽減化、営農技術の高度化が可能になるスマート農業を導入する経営体の数

(H) 問題点

農業者の高齢化や後継者不足が問題であり、福井市においても例外でない。特に、過疎化の進展する中山間地域では、増加しています。

(I) 今後に向けて

地域農業維持や次世代の継承に向けた農村環境の維持活性に向けた支援やスマート農業の推進に向けた支援法により、持続的な農業の発展に向け取り組むことが大切と考えています。

(2) 主な質疑応答

○事前質問に対する回答

Q. 福井市における多面的機能支払交付金の具体的な用途項目とそれらの用途活用の背景をお示してください。

A. 多面的機能支払交付金の概要について

多面的機能支払交付金とは、農業・農村が有する多面的機能の発揮を促進するための農業者等が実施する地域での共同活動等を支援する制度。

多面的機能支払交付金は、次の三つの交付金で構成される。

- ・農地維持支払い交付金・・・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持などに取り組み組織を支援する。
- ・資源向上支払交付金（共同活動）・・・水路、農道などの軽微な補修や農道方面への景観植物の植栽などの共同活動を支援する。
- ・資源向上支払交付金（長寿命化）・・・水路をはじめとする施設の更新などの長寿命化の活動に取り組む組織を支援する。

○福井市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の現状について

- ・中央部・・・沖積平野であり、水稻栽培、麦、そばの栽培され、近年は園芸栽培も行われています。
- ・西部・・・農山村地域では、水稻栽培、沿岸沿いの傾斜地では水仙栽培、砂丘地では、園芸栽培が行われています。
- ・東部・・・山地、主に水稻栽培、一部では、過疎化、高齢が進む。

○その課題と対応

平野部・・・市街地周辺での住宅化等の進行に伴う農地の減少している。

中山間地域・担い手不足などにより農地管理が十分に行われていない。

これらの課題を改善するために多面的機能交付金事業を行うように働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図っています。実施を推進する区域は福井市全域となっています。

○多面的機能交付金の実施状況について

令和5年度において、農地維持支払交付金は、組織数186、面積6,314ha、資源向上支払交付金（共同活動）は、組織数182、面積6,161ha、資源向上支払交付金（長寿命化）は、組織数146、面積4,744haで運用されている。交付金額は、全体で約4億4,500万円となっています。

農地維持支払交付金の効果は、令和元年では、集落数247、取組率（農地面積）78.0%であり、令和5年度では、集落数264、取組率（農地面積）80.8%と改善し、集落数は、全体の約4割、面積ベースでは全体の約8割となっています。取組率が高い理由は、水田における農地面積の占有率が90%以上あるため。

令和5年度末、広域活動組織の設立数は、9組織あり、2,084haを管理しています。

○多面的機能交付金の具体的な取組について

農地維持支払交付金で水路・農道などの草刈り、泥上げを地域住民と共同活動を行っています。

資源向上支払交付金（共同活動）で、施設の軽微な補修として、農用地、水路、農道等の機能診断および機能診断結果に基づく補修を行っています。並びに、農村環境保存活動として、生態系の保全目的で外来種の駆除、景観形成、生活環境保存の目的で植栽等による景観形成活動と施設等の定期的な巡回点検・清掃を行っています。その他、子供たちによる生体調査を行っています。

資源向上支払交付金（長寿命化）で、水路と農道（アスファルト舗装、コンクリート舗装）の補修又は更新およびため池の補修を行っています。施設の老朽化に対応したものになります。

Q. 福井市において土地改良事業を進めていく事柄の背景とは？

A. 土地改良事業の前提としてほ場整備状況について報告いたします。

農振農用地水田面積が7,548.5ha、ほ場整備面積が6,282.1haなので、ほ場整備率は、83.2%となっています。大区画整備面積が762.8haであり、1ha以上の大区画率は、10.1%となっています。

令和5年4月1日時点での土地改良施設としては、農業排水施設295か所と農道の全長801Km（舗装率38%）があります。農業用施設の老朽化が進んでいません。

市単独事業として、用配水施設整備 48 件、ほ場整備 1 件、農道整備 25 件、ため池整備 1 件、災害復旧 1 件を行っています。(令和 4 年度)

県単独事業として、用排水施設整備 1 件、農道整備 5 件を行っています。(令和 4 年度)

国庫補助事業として、かんがい排水整備 9 件、ほ場整備 8 件、農道 2 件、農地防災整備 6 件を行っています。(令和 4 年度)

○具体的な事例について

事例 1：基幹水利施設ストックマネジメント事業（主計地区、県営事業）

背景：用水機場が造成から約 30 年以上が経過し、点検・補修等を行う際の代替部品の入手が困難となっています。また、水管橋の経年劣化によるピンホールが頻発し、維持管理に支障をきたし、補修に苦慮するケース等があります。

事業概要：事業期間は令和 3 年度～令和 7 年度であり、工種は用水機場が 6 箇所、水管橋工が 71 箇所です。総事業費は約 9 億円です。補助率割合は、国 50%、県 25%、市が 10%となっています。地元負担軽減の観点から市が一部負担しています。受益面積は約 225ha となっています。

事例 2：農村災害対策整備事業（大安寺地区、県営事業）

背景：排水機場の整備後約 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進行し、経年劣化による電気系統や部品の故障が増大し、交換部品などの入手に苦慮しています。また、近年の集中豪雨や住宅化による排水量の増加により、農地や人家で湛水被害が起こり、水稻や転作作物の育成に大きな被害が起きていたため、早急な排水施設を改修し、施設の健全性を確保し、災害発生の未然に防止を図っています。

事業概要：事業期間は、平成 28 年～令和 7 年度であり、工種は排水機場が 2 箇所、配水樋門工が 2 箇所、排水路整備が約 3 km で総事業費は約 33 億円です。補助率割合は、国 55%、県 25%、市が 20%となっています。地元負担軽減の観点から市が一部負担しています。受益面積は約 320ha となっています。

事例 3：農道保全対策事業（川西地区、県営事業）

背景：農免農道の供用開始後約 30 年が経過し、農道舗装の耐用年数が超過し、近年交通量の増加により、舗装面のひび割れ・損傷が著しく、部分的な補修では、短期間でひび割れが発生しています。及び、橋梁が現在の耐震基準を満たしていないため、耐震化対策が必要しているため、路面の改良や

橋梁の耐震補強を実施し、農道の機能維持、安全性の確保、維持管理の軽減を図っています。

事業概要：事業期間は令和3年度～令和7年度であり、工種は路面改良工が約2km、橋梁補修工1式、橋梁耐震工1式で総事業費は約3億円です。補助率割合は、国50%、県25%、市が25%となっています。地元負担軽減の観点から市が一部負担しています。受益面積は約100haとなっています。地元負担軽減の観点から市が一部負担しています。

Q. 福井市における中山間地域の人口は？

A. 2013年において、福井市の総人口は、267,509人、主な中山間地域の人口19,705人で高齢化率が30.5%となります。

2023年において、福井市の総人口は、256,435人、主な中山間地域の人口16,245人で高齢化率が39.4%となります。

福井市の全体の高齢化率については、2013年で24.98%、2023年で29.70%となっています。以上の結果より、中山間地域での高齢化と人口減少が進んでいることがわかります。

Q. 農家レストランや農家民泊の整備などの集落活性化への具体的な支援内容とその対象は？また、農家レストランや農家民泊の今後の誕生見込み数は？

A. 具体的な施策は、里地・里山活性事業を行っています。この事業は、地域の農作物や地域資源を活かした地域一帯の取組を支援するものです。

令和6年補助支援の事業内容としては、

① 農家民泊支援事業

補助対象者が「農家漁家民宿経営者又は開業予定者」であり、補助対象経費が「農村の交流人口の増加、魅力向上を促進するため、農林水産物に加え、農村の景観や文化、伝統等の農村資源を活用した農家民宿の運営に必要な整備と経費」となっています。補助率は県が1/3、市が1/3以内であり、上限は800,000円となっています。

② 新福井ふるさと茶屋支援事業

(1) 活動支援として

補助対象者が「地域コミュニティ組織」であり、補助対象経費が「計画策定に係る経費及び活動に要する備品・原材料などの初期経費など」となっています。補助率は県が2/3、市が1/3以内であり、上限は9,000,000円となっています。

(2) 整備支援として

補助対象者が「地域コミュニティ組織」であり、補助対象経費が「改修に係る本体工事費及び設計管理委託費など」となっています。補助率は県が2/3、市が

1/3 以内であり、上限は 15,000,000 円となっています。

③ 耕作放棄地活用支援事業

補助対象者が「農家又は農家 1 戸以上を含む団体」であり、補助対象経費が「農作放棄地の利活用に係る経費」となっています。補助率は市が 1/3 以内であり、上限は 150,000 円（1 地区）となっています。

○主な支援内容実績について

平成 30 年：農家レストラン整備 1 件、体験農園整備 3 件（赤かぶら、そば、やぎ牧場）、農家民宿改修 4 件、ふるさと茶屋整備 1 件、農作放棄地利活用 2 件（原木まいたけの栽培、わさびの栽培）

令和元年：体験農園整備 1 件（ひつじとの交流型体験農場）、農作放棄地利活用 5 件（原木まいたけの栽培、しょうがの栽培、ゆずの栽培）

令和 2 年：農家レストラン整備 1 件、農家民宿改修 1 件

令和 3 年：農家民宿改修 1 件

令和 4 年：ふるさと茶屋整備 1 件

令和 5 年：農作放棄地利活用 1 件（ホーリーバジルの栽培）

○農家レストランについて（令和 6 年 3 月末時点）

福島県内で 40 件のうち 9 件が福井市内にあります。令和 10 年までに県内に 15 件の誕生を見込んでいます。近年の福井市での誕生状況は令和 3 年 1 件、令和 5 年 2 件となっています。

○農家民泊について（令和 6 年 3 月末時点）

福島県内で 224 軒のうち 43 軒が福井市内にあります。令和 10 年までに県内に 25 軒の誕生を見込んでいます。近年の福井市での誕生状況は令和 3 年 1 軒のみとなっています。

Q. 中山間地域の農家レストランや農家民泊などの観光コースへの組み入れるとあったが、具体的な観光コースのスケジュール内容は？

A. 福井市の農遊コンシェルジュ 35 名（県全体 178 名）が、直売所や農家レストランで活動しており、県では、永平寺、福井市の福井地区おすすめ農遊コースを掲載した「農遊ガイドマップ」を発行しています。



↑農遊ガイドマップ

○農遊について

県内の農村にも足を運んでもらい、農村での交流人口の増加と農家所得の向上につなげるため、大型直売所（道の駅）などを拠点として、観光農園・農家レストラン・農家民宿等の農村を体感するコンテンツをつなげ、旅行者が農村を遊んで&回遊するツーリズムを“農遊”と名付け、福井県内農村で推進しています。

その他、近年、都市部の学校の修学旅行生に福井の自然豊かな里山、里海を楽しんでもらおうと県全体で教育旅行民泊にも注力しています。教育旅行民泊の受入民家が、東足羽エリア 16 軒、越前海岸エリア 18 軒、丹南 15 軒があります。

丹羽議員より

Q. 農家民宿はいつごろからはじまりましたか？

A. 平成 17 年からはじまっています。

Q. 農家民宿が定住移住につながるケースはありますか？

A. 市外の方が、農村地域に農家民宿を開業するケースはあります。

人見議員より

Q. 農家の担い手、後継者不足問題に対して、重点施策は何を行っていますか？

A. 新規就農に対する国の支援制度を利用しています。東京、大阪で年 1 回、農業 PR 活動を行っています。中山間地域以外の集落の方や農協へ中山間地域の農業委託をしています。

Q. 新規就農の農家の担い手、後継者不足問題に対して、重点施策は何を行っていますか？

A. 毎年 10 名以下が新規就農者といえます。また、中山間地域の委託面積も増え

ていますので耕作面積が減少しているが急激な減少は起こっていません。

久保田議員より

Q. 共同活動や子供たちによる生物調査に参加したときの農地維持支払交付金や資源向上支払交付金（共同活動）は、どのように支給していますか？

A. 大人には、日当として時間1,000円程度で支給、子供には、図書カードなどで支給しています。また、参加の飲料水代などを支給しています。

Q. 農家レストランと農家民泊と農家民宿の言葉の定義はお伺いします。

A. 農家民泊とは、認可制でなく、住宅宿泊事業法（民泊新法）による届出により運営ができる。宿泊代を請求できないので、体験料として代金を請求していません。

県と市が支援している農家民宿とは、旅館業法による認可が必要であり、宿泊料を請求可能である。

農家レストランの明確な定義はないが、代表的な事例としては、調理場に隣接したハウスでとれた農作物を調理して食事を提供するレストランです。

Q. 農家民宿を運営される方はすべて就農されている方ですか？

A. 就農をされていない方も農家民宿を運営しています。非農家の方は、農家と連携して空き家を活用して農家民宿を運営していれば、市や県の支援が受けることができます。

Ⅱ. (1) 説明要旨（森林環境譲与税の事業内容）

・説明担当者及び対応者

福井市 農林水産部 林業水産課 課長	惣宇利 直光 様
係長	小林 靖和 様
主幹	河崎 裕子 様
副主幹	漆寄 摩子望 様

○福井市森林整備の概要について

福井市の約6割が森林面積となっています。令和2年3月に持続可能な林業を目指して、森林整備・林業成長産業化推進プランしています。森林環境譲与税を活用して、森林整備の推進、人材育成、木材利用、普及啓発を行っています。

○福井市森林環境譲与税について

平成31年4月に福井市森林環境譲与税の法律が施行され、2019年度（平成31年度）から国より譲与されています。福井市の森林環境譲与税は、前年度が約1億700万円、令和6年度が約1億3,000万になります。令和2年度から5年間の期間において森林環境譲与税を計画的かつ効率的に活用するために「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」を令和2年3月に策定しています。

基本方針：①森林整備の推進②森林整備を担うべき人材の育成及び確保③木材の利用促進④森林の有する公益的機能に関する普及啓発

○福井市森林整備・林業成長産業化推進プランについて

施策を立案する際の方向性を示す「福井市森林環境譲与税活用ガイドライン」を策定し、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」を考慮しながら、100年後、望ましい姿の森林をイメージしてプランを策定しています。

このプランの基本理念は、「伐って使って触れ合って未来に引き継ぐ森林づくりの推進」としています。「目指すべき森林」として、「資源循環」「環境保全」「観光景観」「生活保全」の4項目を設定しています。

「資源循環」：造林適地のうち林業経営に適した森林

「環境保全」：造林不適地の人工林は、天然林、針広混交林へ誘導する森林

「観光景観」：観光資源として期待できる森林

「生活保全」：住民の生活環境を守るための森林

○福井市森林環境譲与税の使い方について

「森林の多面的機能の強化」「担い手の確保・育成」「林業の成長産業化の推進」ために利用しています。

○主な施策について

(A) 森林の多面的機能の強化

森の整備として

- ・ 100年後の望ましい森林の姿へ配置を見直すため、「市町村森林整備計画」において4つの森林区分によりゾーニングを設定しています。
- ・ 森林経営管理法に基づき本市が所有者から経営管理できていない森林の「経営管理権」を取得し、意欲と能力ある林業経営体に森林整備を再委託しています。
- ・ 必要な苗木の確保に向け、生産規模の拡大や、短期に大量生産が可能なコンテナ苗生産技術の導入などを支援しています。

森林の保全として

- ・ 伐採及び伐採後の造林届出事務と土地所有者届出事務を適正に運用しています。
- ・ 樹木の剥皮や苗木の採食等の被害を及ぼすニホンジカやツキノワグマについて県の「第二種特定鳥獣管理計画」等に基づき適切な管理を実施しています。

防災・減災のための施設整備等の推進として

- ・ 山地災害被災箇所での早期復旧のため、県と連携し復旧対策の実施をしています。
- ・ 寿命化個別施設計画に基づき、林道施設（橋梁・トンネル）の点検・診断の推進と計画的な補修の実施をしています。

(B) 担い手の確保・育成

林業の担い手の確保・育成として

- ・ 移住定住のイベントや都市部での就業相談会へ参加し、林業のPRや就業相談を実施しています。
- ・ 自伐林家や林業事業者が行う森林整備や作業道開設に対し支援しています。
- ・ 林業労働者の技能向上を図るための講習会参加に対し支援しています。

特用林産物の生産者の確保・育成として

・ 市において新たに特用林産物の生産を始めた方に対し、生活費などの初期費用を支援しています。

(C) 林業の成長産業化の推進

県産材・市産材供給体制の強化として

- ・ 県協議会や研究機関と連携し、県産材利用ができる情報を整理した「ふくいの木材利用の手引き」を作成しています。
- ・ 県と連携し、B材工場の誘致に協力しています。

県産材・市産材の需要拡大として

- ・ 公共建築物の木造・木質化、木製品等の備品など公益性・公共性の高い取組に対し森林環境譲与税を活用し支援しています。
- ・ 市内の木製品をふるさと納税返礼品として活用しています。

林内路網整備の推進について

- ・ 持続可能な林業経営を図るための生産基盤強化区域の設定
スマート林業の推進として

航空レーザー測量等のICT技術活用による境界確認や森林整備の推進

森林空間の利活用として

- ・ 森林景観スポットを募集し眺望ポイントのPRをしています。
医療・福祉、観光、教育など多様な分野の市民団体等が、森林空間を活用した取組（森林のサービス産業）に対する支援しています。

特用林産物の産地化の推進として

- ・ 必要に応じて生産安定化への設備導入を支援しています。

(2) 主な質疑応答

事前質問に対する回答

Q. 木育森育推進事業に福井市としてどのような関わりを持っていますか？

A. 「木」のもつ魅力や「森林」が環境的、社会的、経済的、文化的に重要な役割を担っていることへの理解や関心を深めてもらうため「“木とふれあい、森から学ぶ”～これからも人が生きるために～」を基本理念とし、目指すべき方向性を示すために「福井市木育森育基本方針」を策定しています。

木育森育は、幼児から高齢者までを対象とした、生涯にわたる幅広い活動であると位置づけ、木に対する親しみや木の文化への理解、人々の生活や環境と森林の関係についての関心を深める取り組みを推進しています。

木育森育推進事業では、子どもを対象に、地元産の木材や木製品との触れ合いを通じて木材の良さや利用の意義を学ぶ活動、森林体験などを通じて森林の働きが私たちの生活にどのような関わりがあるのかという広い視点で学ぶ活動及

び、社会において森林のために行動する活動を行って保育園などに対して支援しています。

具体的には、子どもの居場所の木造又は木質や木育森育推進事業木の調度品やおもちゃの設置などによりや親と子供が共に木と触れ合う環境を構築する事業に対して支援をしています。また、木や森との関わりにより子どもの豊かな心を育むことを目的とした木材利用に関する教育活動や森林内での体験活動に対して支援をしています。

Q. 木育森育推進事業補助交付要綱に将来における県産材の意識の醸成と地産地消による森林資源の循環利用を図ることを目的とするがあるが、木材の利用状況はどのようになっていますか？

A. 木材の使用材積（ m^3 ）は、令和5年度が6.95 m^3 （補助金額：400万）、令和4年度が8.34 m^3 （補助金額：約350万）、令和3年度が6.59 m^3 （補助金額：約350万）、令和2年度が3.26 m^3 （補助金額：約280万）、となっています。

施設としては、幼稚園、こども園など子供が直接、触れる施設での活用となっています。

Q. ふくい型作業道路整備事業とあるが、そのポイントは何か？

A. 日本海側の多雪地域という自然条件、を踏まえた壊れにくく繰り返し使用できる作業道を整備することです。

森林環境譲与税の利用にあって、多様な林業経営者が持続的に木材生産を行えるようにするために、補助対象者を森林組合、林業事業体（民間伐採事業者）、自伐林家（兼業型で複合的な自営林業業者、自伐型林業を含む）としています。

森林組合や林業事業体が事業化を求めている路面整正や自伐林家が事業化を求めている幅員2.5m以下の作業道開設などをまとめて一つの事業として、随時、問題点の共有と対応を相互理解のもと行っています。

Q. 人材育成・担い手の確保に対して、特に有効な政策はなにか？

A. 農林水産業U・Iターン促進事業（体験・情報への支援）、自伐林家育成事業（経営のノウハウへの支援）、林業経営体ステップアップ事業や森林経営管理事業（実際活動への支援）を行っていますが林業就業者のTPOに合わせた支援事業を行っていることが重要と考えています。今年から新規人材林業スタートアップ促進事業の取り組みをはじめ、首都圏などからの人材を地域おこし協力隊として委嘱して、林業などの新たな担い手として、定住・定着を図っています。

10年間で林業従事者が64人増加し、令和5年度には、7名増加しています。

Q. 林業従事者が増えたことによる新たな課題について

A. 収入源の確保、林地の確保、生活環境の情報などがあります。

(2) 参考となる点及び課題

福井市農業のポイントは、環境保全型農業直接支払交付金制度の活用により、有機農業やカバークロップの作付などに対し支援を行い、自然環境の保全や農業が有する自然循環機能を増進させることにより、高品質化を行っていることにあります。また、農業所得の向上に向け、稲作と園芸を組み合わせた複合経営への転換を推進していることでもあります。

さらに、新規就農者の確保の支援として、ふくい園芸カレッジと連携して、カレッジ修了者の市内での就農を進めています。さらに、市内の農業法人や先進農家などと連携して、研修や農業インターンシップなどの受入体制の整備を進めています。また、就農希望者を獲得するため、就業相談を行っている相談会にブースを出展して、本市の農業などの特色や魅力を発信し、PRや勧誘を行っています。

○森林環境譲与税について

当局と森林に関わりのある各組合や市民から情報を集積して、現場の問題点を抽出し、慣例に捕らわれず、支援を必要としている事業体に森林環境譲与税を使っている点が新規就労につながっていると思われまます。福井市の職員は、各組織体（森林組合、林業事業体（民間伐採事業者）、自伐林家（兼業型で複合的な自営林業業者、自伐型林業を含む））との信頼関係を築き、各組織の壁を取り除くための会議などを行った上での政策の実行が効果を上げています。

◎視察成果による当局への提言または要望等

桐生市において、農家レストランや農家民泊などのコミュニティビジネスの育成を図り、交流人口の増加を目指すために県事業と連携して、農業と観光を結びつけた取組の必要があることを提案します。さらに織都桐生を生かした織物や染織などを体験できるモデルプランの作成を要望します。

桐生市に適した森林環境譲与税の活用に向けた基本方針並びに活用ガイドラインの策定を要望します。森林の有する公的機能に関する普及啓発の方針に戻づく、適切な森林整備やその促進につながる取組を計画的かつ効率的にすすめられ、市民に理解されるガイドラインであることを求めます。